

## ナンでインド?

VOL. 4

— インドの魅力を知る —



今回の「ナン」の中身

## 指数組入

一言  
まとめ指数にインド国債の組入が開始  
資金流入期待が高まる

2024年6月28日からJPモルガン社の新興国債券指数にインド国債の組み入れが開始しました。インド国債の組み入れにより、インド国債市場への資金流入につながり、インド国債のパフォーマンス向上が期待できます。

## POINT

新興国債券指数に  
インド国債の組入開始

2024年6月28日よりJPモルガン社の現地通貨建て新興国債券指数にインド国債の組み入れが始まりました。組み入れは2025年3月31日までの10カ月にわたり、毎月約1%の比率で行なわれ、最大10%になる想定です。6月末時点で組入比率<sup>※1</sup>は約1%です。

※1 例として指数の一つであるJPモルガンGBI-EM Global Diversifiedにおける比率を記載。

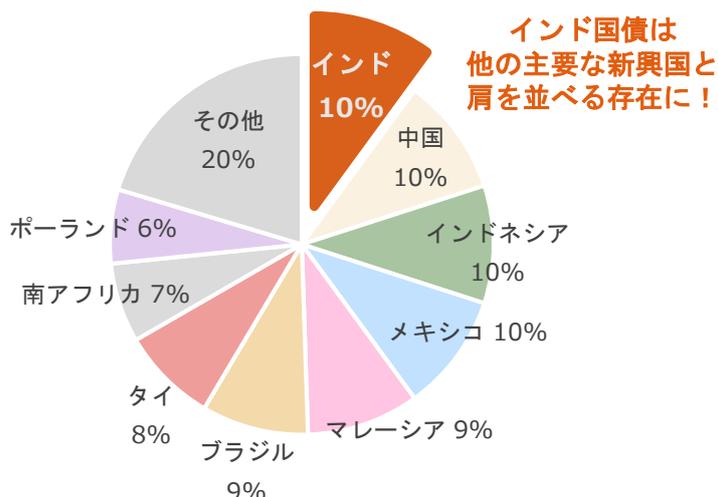
## POINT

インド国債市場への  
資金流入に期待

新興国債券指数への組入により、当該指数に連動するインデックスファンドへの組入や投資家からの需要の増加によりインド国債への資金流入が期待できます。試算では約230億米ドル規模の資金流入が見込まれています。

その結果、インド国債の価格の上昇から、インド国債のパフォーマンス向上に寄与すると言えそうです。

JPモルガン社の新興国市場債券指数をベンチマークとして世界でインデックス運用を行なう資産規模の10%相当がインド国債市場に流入するとして試算。

組入完了後想定の新興国債券指数の国別構成比率<sup>※1</sup>

・2023年9月、JPモルガン社発表

## 知っとこ! 「ナン」で

## 指数への組入で資金流入が高まるの?

世界で多くの年金や投資信託が指数連動を目指すインデックス運用を採用しており、指数の連動を目指してベンチマークの構成資産に投資を行ないません。指数への組入により、当該資産へ投資を行なうため、資金流入が期待されます。

JPモルガン社の  
新興国債券指数は  
代表的な  
ベンチマーク

その資産規模<sup>※2</sup>  
2,360億米ドル

組入により  
インデックス運用資金が  
インド国債へ流入

※2 主要な指数である「JPモルガンGBI-EM Global Diversified」などJPモルガン社の新興国市場債券指数をベンチマークとして世界でインデックス運用を行なう資産規模（ブルームバーグ試算）

(出所) JPモルガン社のホームページ等をもとに野村アセットマネジメント作成

## 野村アセットマネジメントからのお知らせ

### <投資信託に係るリスクについて>

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

### <投資信託に係る費用について> 2024年7月現在

ご購入時手数料 (上限3.85% (税込み))	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） (上限2.222% (税込み))	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 (上限0.5%)	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

**<ご注意>** 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧下さい。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

**<当資料について>** 当資料は、投資環境に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に示された意見等は、当資料作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更される事があります。なお、当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。

**<当資料で使用した指数の著作権等について>** JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets (GBI-EM) Global Diversified）は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している現地通貨建ての新興国の国債等を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

**NOMURA**  
野村アセットマネジメント

商号：野村アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会 /  
一般社団法人日本投資顧問業協会 /  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会